

## 訪問看護重要事項説明書【医療保険】

当事業所は御契約者に対して指定訪問看護（以下「訪問看護」という）サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### 1. 事業所の概要

#### (1) 事業目的

疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける方々に対し、療養上の世話及び、必要な診療の補助を受けられるよう個別性に合わせた訪問看護を提供することを目的とします。

#### (2) 運営方針

- ① 御利用者の心身の負担の軽減を図るとともに、生活上の目的を設定し、計画的に行うものとする。
- ② 自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。
- ③ 訪問看護の提供に当たっては、主治医や介護支援専門員等との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行います。
- ④ 訪問看護の提供に当たっては、親切丁寧に行うことを旨とし、御利用者又はその家族に対し、生活上の必要な事項について、理解しやすいように助言又は説明を行います。
- ⑤ 訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって行います。
- ⑥ 常に御利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境などの的確な把握に努め、御利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。

#### (3) 事業所の種類 指定訪問看護事業所

#### (4) 事業所の名称・所在地及び電話番号

名称 有限会社 サンセール  
ケアサービス サンセール 訪問看護事業所  
代表取締役 勝又 一成

所在地 〒252-0024  
神奈川県座間市入谷西3丁目17番15号 アクセス102

TEL 046-204-8833  
FAX 046-298-5856

(5) サービスを提供できる地域

座間市・大和市・海老名市・綾瀬市・相模原市の一部

\* 相模原市にお住まいの方は御相談下さい。

(6) 従業者の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1		1
訪問看護師	看護師	4	4	8
合計		5	4	9

(7) 職務内容

管理者 従業者の管理及び訪問看護の御利用者申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。

又、従業者に運営に関する基準を遵守させる為に必要な指揮命令、技術指導などサービス内容の管理を行います。

看護職員 訪問看護サービスの実施を行います。

(8) 営業日及び営業時間

営業日 月 ～ 金(祝日を除く)

営業時間 9:00 ～ 17:00

時間外については別途契約の上、緊急用の連絡先をお伝えさせていただきます。

連絡先 046-204-8833

(9) 当事業所が提供するサービス

① サービスの提供にあたっては、御利用者の主治医の訪問看護指示書に沿って「訪問看護計画書」を作成し、これに従って計画的にサービス提供します。

② サービスの内容や提供方法等の変更を希望される場合はその変更が訪問看護指示書の範囲内で可能なときは、主治医に相談の上、「訪問看護計画書」の変更等の対応を行います。

(10) 利用者負担金

① 御利用者からいただく利用者負担金は、健康保険法の法定利用料に基づいた範囲内とします。

② 医療保険外のサービスとなる場合には、全額自己負担になります。

\* 医療保険外のサービスとなる場合には、訪問看護計画書を作成する際に担当訪問看護師からの説明の上で御利用者の同意を得ることとなります。

③ 利用者負担金のお支払方法について。収納代行会社である三井住友カード株式会社を通してSMBC口座振替を利用する仕組みになっています。

\* 支払い方法については、全ての利用者様に銀行引き落としをお願いしています。また、銀行引き落としに際しまして預金口座振替依頼書の記入をしていただき、看護師が依頼書を回収し、その後手続きを取らせていただきますのでご了承ください。ご理解をお願いいたします。  
手続き完了後、初回の引き落とし日が決まり次第文書にてお知らせさせていただきます。

(11) 緊急時の対応

病状の急変やその他必要な場合は訪問し、必要に応じて速やかに主治医への連絡及び指示を受ける等の対応をします。営業時間外でも連絡が取れる体制となっていますので御連絡下さい。

(12) その他運営に関する重要事項

訪問する看護師は担当制です。正当な理由なく変更できません。  
変更を希望される場合は担当看護師又は管理者にご相談ください。

2. 従業者の勤務体制

適宜交代制

3. 事故発生時の対応

(1) 家族・担当医師・関連機関・介護支援専門員への報告、対応を迅速に行います。

サービスの提供にあたって御利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、当社加入保険「賠償責任保険<訪問看護対応型>の規程」によりその損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。わからない点は大小にかかわらず、担当看護師が責任者にお尋ね下さい。

(2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業所の義務の履行が難しい場合は、日程や時間の調整をさせて頂く場合がある。

(3) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業所の義務の履行が遅延または不能になった場合、それによる損害賠償を事業所は負わないものとする。

4. サービス提供のキャンセル・苦情について

サービス提供のキャンセル・時間変更はサービス提供前日またはサービス提供時間の2時間前までに御連絡下さい。御連絡がない場合には、訪問看護基本療養費に準ずる金額を自費請求させていただきます。



## 訪問看護の料金表(医療保険)

●医療保険を利用されるご利用者様

ご本人の保険割合によって、ご負担が異なります。また月の利用回数によりかかる費用が異なります。1回の訪問時間は30～60分が標準です。

(令和6年6月1日現在)

ご利用項目	訪問看護費用	自己負担額			
		1割	2割	3割	
訪問看護基本療養費(1日につき)週3日目まで	5550 円	555円	1110円	1665円	
週4日目以降	6550 円	655円	1310円	1965円	
訪問看護管理療養費 月の初日	7670 円	767円	1534円	2301円	
月の2日目以降	3000 円	300円	600円	900円	
複数回訪問看護加算 1日に2回訪問に行った場合	4500 円	450円	900円	1350円	
1日に3回訪問に行った場合	8000 円	800円	1600円	2400円	
24時間対応体制加算(月1回)	6800 円	680円	1360円	2040円	
特別管理加算 重度	5000 円	500円	1000円	1500円	
軽度	2500 円	250円	500円	750円	
緊急訪問看護加算(1日1回) 月14日目まで	2650 円	265円	530円	795円	
月15日目以降	2000 円	200円	400円	600円	
夜間・早朝訪問看護加算(18:00～22:00)(6:00～8:00)	2100 円	210円	420円	630円	
深夜訪問看護加算(22:00～翌6:00)	4200 円	420円	840円	1260円	
訪問看護医療DX情報活用加算(月1回)	50 円	5円	10円	15円	
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)(月1回)	780 円	78円	156円	234円	
複数名訪問看護加算(週1回)	4500 円	450円	900円	1350円	
複数名訪問看護加算(週の2回目以降)	3000 円	300円	600円	900円	
長時間訪問看護加算(90分を超えたら週1回)	5200 円	520円	1040円	1560円	
退院時共同指導加算	特別管理加算なし	8000 円	800円	1600円	2400円
	特別管理加算あり	10000 円	1000円	2000円	3000円
退院支援指導加算	6000 円	600円	1200円	1800円	
退院支援指導加算(長時間)	8400 円	840円	1680円	2520円	
情報提供療養費(1.2.3)必要時月1回	1500 円	150円	300円	450円	
在宅患者緊急時カンファレンス加算(月2回)	2000 円	200円	400円	600円	
入院中の外泊(1回～2回まで)	8500 円	850円	1700円	2550円	
ターミナルケア加算(永眠された月に加算)	25000 円	2500円	5000円	7500円	
エンゼル処置料	15000 円	保険外にて全額自己負担			
交通費 (1回の訪問につき)	200 円	保険外にて全額自己負担			

※訪問看護療養費(1日につき)週4日目以降とは・・・日曜日を起算として何日目かを数えま(通常は週3日を限度とされていますが、厚生労働大臣が定める疾病等と特別管理加算の;特別指示書にあつては週4日以上訪問が可能となります。)

※特別管理加算の重度とは・・・在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレを使用している状態にある者、留置カテーテルを使用している状態にある者

※各種公費負担証をお持ちの方は、利用料の自己負担分を助成する制度があります。